

食品表示の適正化及び新たなニーズに対応した J A S 規格の導入の推進

不正表示・格付を防止するための監視指導や普及啓発等により食品表示の適正化を推進するとともに、社会的ニーズに応えた新たな J A S 規格の導入を推進。

4 4 2 (4 6 7) 百万円

1 ポイント

(1) 食品表示の監視指導等の充実

食品表示の監視指導・普及啓発	3 2 9 (3 6 0) 百万円
登録外国認定機関の現地調査等	4 3 (1 8) 百万円

食品表示に関する監視指導の充実及び食品表示制度の普及啓発を通じ、食品表示の適正化を推進。

また、改正 J A S 法の円滑な施行を図るため、国内外の認定機関に対し、登録審査時の現地調査や登録後の定期監査を実施。

(2) 新たな J A S 規格の検討と J A S 規格の普及啓発

流通 J A S 規格の検討・普及啓発	1 5 (0) 百万円
生産情報公表 J A S 規格の普及啓発等	5 5 (8 9) 百万円

J A S 法改正により新たに制定が可能となった流通 J A S 規格の検討を促進するとともに、消費者の関心を踏まえ、新たに定められた J A S 規格の普及啓発を図る等により、社会的ニーズに対応した J A S 規格の導入を推進。

2 事業実施主体

- (1) 国、民間団体
- (2) 民間団体等

3 補助率 定額

[担当窓口課：消費・安全局表示・規格課 (0 3 - 3 5 0 1 - 3 7 2 7 (直))]